

心と身体が受ける影響

日常的に暴力を受けていると心身が傷つけられます。怪我やその後遺症、頭痛、吐き気に悩まされる人もいます。

精神的な影響も大きく、被害者は「私が悪いからこうなった」と、自分を責めてしまうことも多いのです。そのために自信がなくなり、不眠、意欲低下、自殺願望、人間不信などにも悩みます。

DVとは、被害者の健康だけでなく、生きる尊厳をも奪ってしまうのです。

また、子どもへの影響も深刻です。家庭内の暴力を見て育った子どもは、心理的虐待を受けているのと同じ状況にあると言われています。

子どもが心に傷を受けると、自分の感情を素直に表さない、摂食障害、不登校になる場合があります。

また、問題解決の方法として「暴力」を用いてしまうことも危惧されます。

もし、被害にあつたら

DVは犯罪であり、人権侵害です。ですから一人で悩まずに、周囲の信頼できる人や公共の窓口相談してください。各種相談機関では、無料で秘密厳守で相談に応じています。

また、配偶者の暴力から被害者を守る法律「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）」があります。配偶者から逃れたい場合には『配偶者暴力相談支援センター』で一時保護を受けられるほか、緊急に配偶者を引き離してほしい場合には「保護命令」の申し立てができます。「DV防止法」についての詳しい内容は、<http://www.gender.go.jp/>（内閣府）参照。

周囲のできること 社会がめざすこと

もし、身近な人からDVの相談を受けたり、被害を打ち明けられたりしたら、まず話を聞いてあげてください。そのまま気持ちを聞いてあげ、公共の相談

機関に相談することを勧めあげましょう。

偏見や無理解、知識不足から生じる発言や態度は、被害者を無力にし孤立化してしまします。それはDVを温存することでもあるのです。

DVは犯罪であるという認識を社会で築き、暴力支配を容認しない社会にしていくことが求められています。その一歩として、DVを他人事にならないで、家庭や職場、学校、恋人同士でも機会があれば話し合ってみてください。そうしたオープンな話し合いの中で、男女が対等でお互いの人権を認め合っており、信頼しあえる関係になれることが確認できるのです。

DVに関する相談機関

●西東京市の窓口

男女平等推進センター パリテ

9:00~17:00

042 (439) 0075

※日曜・祝日・休日・年末年始を除く

●配偶者暴力相談支援センター

東京ウィメンズプラザ

9:00~21:00

03 (5467) 2455

※年末年始を除く

東京都女性相談センター多摩支所

9:00~16:00 (月~金)

042 (522) 4232

※土日・祝日・年末年始を除く

東京都女性相談センター

9:00~20:00 (月~金)

03 (5261) 3110

※土日・祝日・年末年始を除く

●夜間・緊急

警察または交番 110番

男女平等推進センター パリテにおける DVの相談状況

平成20年4月から平成21年3月末までの相談件数は576件で、そのうち4割程度がDV相談でした。

